

介護予防支援の指定対象の拡大について

① 指定居宅介護支援事業所による介護予防支援について

- ・ 事業を実施するには市町村から指定を受ける必要があります。
- ・ 指定を受けて実施できるのは介護予防支援のみです。介護予防ケアマネジメントは実施できません。
- ・ 令和6年4月以降も、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施することも可能です。
- ・ 提供の開始には、利用者との契約及び介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の提出が必要になります。
- ・ 市長が必要と認める場合、介護予防サービス計画の実施状況等について提出を求めることがあります。

② 指定について

- ・ 指定申請の受付は清須市役所高齢福祉課になります。申請に必要な書類等は4月以降に市ホームページに掲載します。なお、既に居宅介護支援事業所の指定を受けている事業者が、介護予防支援事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、申請に係る添付書類の一部を省略できます。
- ・ 指定の手続きに手数料は不要です。（ただし、指定居宅介護支援事業所の新規申請・更新の際には必要となります。）
- ・ 指定効力の範囲は指定した市町村に限定されます。例えば、他市町村の指定を受けている居宅介護支援事業所が、清須市の要支援者に介護予防支援を提供する場合は、清須市の指定を受ける必要があります。なお、清須市の指定を受けている居宅介護支援事業所が、他市町村の要支援者に介護予防支援の提供をする場合の指定に係る取扱いについては、各市町村にご確認ください。

③ 申請後について

- ・ 介護予防支援事業所の指定には、介護保険法第115条の2第4項の規定により、「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされています。
- ・ 本市では、「反映させるために必要な措置」として、委員会にて意見聴取を行い、承認させていただきます。なお、委員会は年2回の開催のため、申請のタイミングによっては、承認までに数カ月を要する場合があります。事業の開始にあたってはご注意ください。
- ・ 令和6年度について、指定の開始は令和6年8月1日以降となります。8月1日付けで介護予防支援の指定を開始する事業所については、令和6年6月3日（月）から6月28日（金）までに申請書を提出してください。

④ 指定の期間について

- ・ 指定の期間は6年間となります。
- ・ 既に清須市で居宅介護支援事業所として指定を受けている場合、それぞれの有効期間に差が生じることとなりますが、居宅介護支援の指定更新時に介護予防支援も併せて更新する取扱いとさせていただきます。（資料1－2参照）

⑤ 指定介護予防支援事業所と委託業務の実務上の違い

指定介護予防支援事業所として介護予防支援サービスを提供する場合は、新たに次の責務等が生じます。

- ・ 契約主体としての利用者への説明と同意の責務
- ・ 指定事業所としての指定基準遵守の責務
- ・ 給付管理業務及び指定介護予防支援費の請求業務の追加等

⑥ 介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出留意点

居宅介護支援事業所が指定介護予防支援の提供を行う際には介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出が必要です。

この取扱いに関しては、居宅介護支援事業所による介護予防支援から介護予防ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントから居宅介護支援事業所による介護予防支援に切り替わる都度提出が必要となることにご留意ください。

⑦ その他事項

居宅介護予防支援事業所による介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合でも、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防ケアマネジメントを引き続き担当することができます。介護予防ケアマネジメントに変更する際には担当の地域包括支援センターにご相談ください。

その際、利用者の負担軽減の観点から、指定介護予防支援事業所として要支援者の受け入れを行うに当たっては、利用者の契約において利用者、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの三者において契約を行うことを推奨します。

例：某サービス利用者について、令和6年4月から通所相当サービスと介護予防福祉用具貸与を利用しており、指定介護予防支援事業所と契約していたが、令和6年5月は介護予防福祉用具貸与の利用をキャンセルし、令和6年6月に再び介護予防福祉用具貸与を利用した場合

【イメージ図】 ※届出が必要な月

	4月※	5月※	6月※	7月
担当事業所	指定介護予防支援事業所	地域包括支援センター	指定介護予防支援事業所	指定介護予防支援事業所
提供サービス	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	介護予防支援	介護予防支援

※今後、国等の通知によりこれらの取り扱いに関しては変更となる場合があります。

担 当 介護保険係
電 話 052-400-2911